

第8回農地・農村部会 議事概要

- 1 日 時：平成26年7月25日（金） 15：00～17：10
 - 2 場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）
 - 3 出席者：◎柏木斉（株式会社リクルートホールディングス相談役（経済同友会 地方分権・道州制委員会委員長）、小早川光郎（成蹊大学法科大学院教授）、高橋寿一（横浜国立大学大学院教授）、辻琢也（一橋大学大学院教授）、中井検裕（東京工業大学大学院教授）、人羅格（毎日新聞論説委員）（◎は部会長）
 - 4 ヒアリング対象者
：鈴木英敬 三重県知事、牧野光朗 長野県飯田市長、杉本博文 福井県池田町長
 - 5 議 題：地方団体からのヒアリング
部会構成員の意見交換
-

（1）冒頭、柏木部会長から、以下の発言があった。

○今回、本年1月に地方六団体に設置された「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム」の、鈴木三重県知事、牧野飯田市長、杉本池田町長から、全国知事会、全国市長会、全国町村会の共同提言である「農地制度のあり方について」について、ヒアリングを行う。

（2）次に、鈴木知事、牧野市長、杉本町長から、提出資料に基づき、以下の説明があった。（資料1-1、1-2）

○農地制度のあり方を提言するに当たり、地方がワンボイスになることは初めて。これまでは農地転用に係る権限の移譲先が都道府県なのか市町村なのか明確ではなかったが、今回は「市町村」として明確にしており、地方の覚悟、責任意識という意味で今までとは違う内容となっているため、重く受け止めていただきたい。

○基本的認識として、真に守るべき農地を確保する必要性は、国・地方共通の認識。人口減少社会を迎え、都市機能の集約化（コンパクトシティ化）等が進むことが見込まれることから、住民に身近な地方自治体が主体となって、真に守るべき農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進する必要。

○そのための改革の方向性として、国と地方が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、市町村が担うべきであるとしている。

○平成21年の農地法等の改正により、都道府県における確保すべき農用地等の面積目標の設定義務付け、農用地区域からの除外要件や農地転用規制の厳格化等の措置が講じられた。その結果、農地転用の面積は減少し、農地確保に一定の効果を上げている。一方で、次のような現行制度の課題も明らかとなっている。

・農地の総量確保の目標と現実のかい離。国の基本指針（H22.6）で「確保すべき農用地等の

目標面積」が設定されたが、目標（H32）と現実には既にかい離。農振編入・除外等は概ね見込み通りである一方、耕作放棄地の発生は想定以上となっている。

- ・農地の総量確保の目標設定プロセスの課題。都道府県の目標面積は、設定過程での国と地方の議論が十分なされなかった。例えば、国から、国指針の目標に準じた増加率とすること等、目標の上積み要請がなされ、国の同意を得る必要があるため最終的に応じたとの声もある。その結果、地方や現場において、達成すべき目標と十分意識されず、多くの団体で国と同様、目標を達成できる見通しにない状況。市町村においては、目標を設定することは義務づけられていないことから、都道府県同様、目標が十分意識されていない実態。目標設定にあたっては、国・地方がそれぞれの立場から十分議論を尽くすべきであった。
- ・総合的な土地利用行政の観点。地方分権改革により、都市計画については、決定権限の多くが市町村へ移譲された一方、農地転用許可については大臣許可・協議がいまだに残されている。地方が地域の実情を把握し、自ら適切な判断ができるにもかかわらず、迅速性に欠け、総合的なまちづくりに支障があるなど、数多くの支障を指摘しているところ。土地利用行政は市町村が総合的に担って、地域における最適な土地利用の実現を図るべき。
- ・農地確保に資する施策の必要性。目標の達成に向け、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地対策の充実等に取り組む必要。また、条件不利農地など、地域によって農地は多様であることへの配慮が必要。

○見直しの方向性としては、農地の総量確保（マクロ管理）について、地方と国が責任をしっかりと共有する、地方が主体的に農地確保の目標を設定し、管理も行い、目標達成のための施策にも取り組むこと。また、個々の農地転用許可や農用地区域設定（ミクロ管理）については、総合的な土地利用の観点から、市町村がその執行を担う仕組みにすべきということ。

優良農地を守るということに少々偏りのあった制度について、優良農地を守るということと、総合的な土地利用行政ということとを、バランスよく両立する制度とするよう考えている。

○具体的な提言として、農地の総量確保（マクロ管理）については、

- ・想定を大幅に超えて推移する耕作放棄地の発生、農業就業者数の減少、人口減少による国内の食料需要の減少、食料消費構造の変化（自給率の低い畜産物や油脂類の消費量の増加）など、社会情勢の変化を十分考慮し、「現実を見据えた目標設定」が必要
- ・国、地方において、農用地区域への編入促進、農用地区域からの除外の抑制、耕作放棄地の発生の抑制、荒廃した耕作放棄地の再生という各施策の実施状況、見込み等を踏まえ、農地の条件や地域の状況を考慮した「根拠のある目標設定」が必要
- ・国の総量確保目標の設定に当たっては、「納得感のある目標管理」であることが重要なポイント。すなわち、市町村が主体的に設定した目標を積み上げて国の目標とすることを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で設定することとする。その際、国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設ける

市町村は、個々の農地や農村の実態を踏まえて、真に確保すべき農地について目標の案を示す一方、国は食料の安定供給や国土保全等の多面的機能保持の観点から目標を示し、それぞれが納得できる点を見出して目標とすべき。その際、都道府県は地域の実情により、必要に応じて広域的な調整を行う。この結果として設定される目標については、国の指針、県の方針に加え、新たに市町村計画にもしっかりと明記し、市町村もコミット

- ・国、都道府県、市町村がそれぞれのレベルで実行計画を策定するとともに、計画実施状況等を第三者機関で事後評価することで、「実行力のある目標管理」を実施
- ・条件不利農地については、各種施策を実施してもなお、耕作を維持していくことが困難であ

と思われる農地については、農地として存続させるよりも、例えば、鳥獣被害対策の緩衝地帯とするなど、農業以外の用途で農業、農村の維持に有益な使途としていくことも検討などとしている。

○次に、農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直しについては、

- ・マクロ管理の仕組みを充実させつつ、個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を基礎自治体である市町村が総合的に担っていくとの観点から、市町村に移譲。農地を含めた土地利用について地方が権限と責任を負うことにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを行うことが可能となり、事務手続きの迅速化が図られ、より機動的な対応が可能となる
- ・農林水産省が知事許可に係る実態調査を実施したところ、適正な事務処理が行われていないものが12.3%あるとの結果となったが、改めて全国知事会で調査したところ、技術的助言に沿っていない、添付書類の不備等が大部分を占め、法令解釈の誤りは12件、0.59%であり、地方に権限が移譲されても、適正な事務執行が可能。一方で、統一的な運用の確保を図るため、今後開催が予定されている、国と地方の間で定期的に協議する場における意見交換等を踏まえて、必要に応じ農地転用許可基準の更なる明確化等を行う
- ・農業委員会の委員について、選任委員の学識経験者の比率を高めることを可能とするとともに、都道府県農業会議への意見聴取は一律の義務付けを廃止し、地域の実情を踏まえて許可権者が必要に応じ行えるようにする
- ・市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事同意を不要とする一方、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、国、都道府県、市町村で十分に議論し設定などとしている。

○さらに、農地確保に資する国・地方の施策の充実として、

- ・農地において農業が力強く営まれるために、国は、農地確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地対策などの具体の施策を推進
- としている。

○最後に、地域の実情に応じた施策の展開が最も大事。農地転用に係る事務・権限について、農地を確保するという重要な命題に留意しつつ、地方が地域の実情を勘案して判断を行い、適切な方法を選択し、役割を果たしていく仕組みを、地方が一丸となって検討を重ねてきた。人口減少、財政的制約の中で、自らの地域を維持するために、必死の思いで頑張っている地方にその手段を与えてほしい。

今回、市長会、町村会として、新たな負担も生じる中であって、総合的な土地利用を自分たちが責任もって担うという大きな決断をしていただき、「市町村への移譲」について知事会、市長会、町村会が議論を重ねワンボイスとなったもの。実現に向け努力してまいりたい。

（以上、鈴木知事）

○市長会においては、農地転用に係る許可権限を市町村に移譲するために、自らも責任を担うということについて、最後は満場一致の異議なしで了承いただいた。

○人口減少、少子高齢化という厳しい現実と向き合っている市町村にとっては、農村の維持という観点から、現行の農地制度は必ずしもうまく機能していない。ミクロ管理において、大都市

近郊の議論が主となりがちであるが、中山間地域のような条件不利地域の場合、そもそもいかに農村を維持していくかが主たる課題。

現行制度では、農業を行わなければ住宅も作れず、若者の定住対策は進まない。まずは住んでもらって、農村を維持することを優先させるべきであり、それが将来、農地を耕作放棄地としないことに結びつく。そのような時間軸を持って農地制度を考えていく必要。中山間地において農地を確保するためには、どうすればいいのかという視点も議論の中に入れていただきたい。

(以上、牧野市長)

○最近の地方分権は、国と地方が力を合わせて目標を達成するために、国と地方が権限や役割を分担するという視点が欠けていたのではないか。農地の確保という観点においても、農地を守り、活かすため、農業を営む先端にいる町村も農地確保に責任をもちたい。責任あるいは義務もしっかり果たしつつ、権限の行使をしながら、住民自治の増進を図りたいという趣旨。

○国内にどのような農地がどれだけあるか、正確につかめていない状況。改めて平成の検地のようなものをし、スタートラインをきちんと定めた上で、目標とする面積を設定すべきではないか。

○全ての市町村が同じような理解で目標達成のために臨んでいけるか、今後、我々も努力すべきと思うが、市町村と国が役割を分担して、目標達成に当たるという点は、是非前に進めていただきたい。

(以上、杉本町長)

(3) 続いて、部会構成員から鈴木知事、牧野市長、杉本町長に対して、以下の質疑等があった。

○今回の地方団体提言は、市町村の積み上げにより農地総量の確保の目標を設定するとともに、市町村が農地転用許可に係る権限移譲の受け皿になるということであり、(これまでの)権限移譲の受け皿だけの議論より踏み込んだ提言であると評価したい。(構成員)

○国が食料自給率の向上等の観点から考える農地確保目標の積み上げと、それぞれの地域で最適な土地利用を考えて行う積み上げとの間には、かい離が生じると考えられるが、どのように調整するのか。(構成員)

⇒個々の農地の状況には市町村が精通していることから、目標の積み上げは市町村単位をベースとして行うべき。目標のかい離が出た場合には、国と地方で議論を重ね、なお残るかい離については、地方が農地を確保できるよう、国が施策をさらに充実させることによって調整。(鈴木知事)

⇒食料自給率を基礎とする積み上げと市町村の積み上げは矛盾するものではなく、両者をすり合わせていく中で、食料自給率の向上に資するためには、どのような政策を行うべきかという議論もできるようになる。(牧野市長)

○市町村への権限移譲を考えた場合、能力・体制として受け切れない団体が出てきたときの対応について、どのように考えるか。(構成員)

⇒事務処理特例制度により、市町村に権限移譲がなされている。県がマニュアルの作成や相談体

制の整備、研修会の開催など必要に応じて行うことで、特段の支障は起きておらず、事務の遂行は十分に可能。それでも受け切れない場合は、今般の改正地方自治法に基づく事務の代替執行などの制度を適切に活用することにより、地域の実情に応じて対応していく。(鈴木知事)

○知事会、市長会、町村会がワンボイスとなったのは、画期的なこと。地方団体提言で肝要なのは、目標を市町村から積み上げ、実現可能で共有できる目標とする部分。現状は、国から一方的に示された数字に合わせる形で、地方団体では、実現可能でない目標と認識されている。市町村においては、あるべき農地の目標設定を現実にもどのように組み立てていくのか。(構成員)

⇒市町村でしっかりと農地の状態を把握しておかないと、担い手確保と農地はセットであり、農村の維持はできない。持続可能な地域であることを示すためにも、市町村において農地の積み上げは必要。こうした作業を通じて、これまで机上の議論であったマクロの農地目標が生きたものになる。(牧野市長)

⇒農地の在り方は、農政や農村振興と連動する。一番身近な農地というものについて、町村に覚悟と責任を伴う地方分権とする必要。地方分権は、国と地方が対立して行うのではなく、目標を共有して責任を分担するもの。町村の自治の向上のために、この制度設計を一緒になって行い、現実に運用し、日本の農業、農村、食料を守る体制を再構築する糸口としていただきたい。(杉本町長)

⇒基準が定まっていれば、誰が事務を行っても結果は変わらない。事務処理特例制度を活用した権限移譲の場合、都道府県が市町村をサポートすることにより対応できており、市町村への権限移譲は可能。その際には、必要に応じ基準の明確化をセットで行う。また、都道府県、市町村が目標達成に向けた実行計画を立てることとしており、透明性を確保して実行していく。(鈴木知事)

○覚悟とともに、非常に説得力のある提言をいただいた。

今回は市町村に全面的に権限を移譲してはどうかという提言であるが、都市計画制度は地方分権を進めた結果、広域調整が少々弱くなった部分もみられる。権限を市町村に移譲した場合、都市側からみれば、県の広域調整が必要になると考えるが、県は広域調整にどのように関わらすべきか。(構成員)

⇒県の広域調整の役割として大きなものは、真に確保すべき農地の範囲をどうするかなど目標設定に当たっての調整。個別の農地転用に係る広域調整については、地域の実情に応じて地域が判断する制度設計とするのがよい。(鈴木知事)

○食料自給率に基づいた農業振興政策は、平野の水田地帯が基準となっている。中山間などの条件不利地域のような、様々な地域の実情に応じた政策をきめ細かく積み上げられていくことが必要。(牧野市長)

○知事の農地転用許可について、農林水産省から、「適切な事務の処理の確保が必要と考えられた案件」が指摘されているが、どう考えるか。(構成員)

⇒農林水産省の指摘では、抽出調査で12.3%が不適切とのことだが、全国知事会の調査によれば、添付書類の不備等が大部分を占め、法令の解釈を誤ったものが0.59%。そこについては、地方としても真摯に反省する必要。(鈴木知事)

○国内にどのような農地がどれだけあるかは、市町村にしか積み上げられない。一方、農地を農地として活用し、国民の食料の安定供給を図るための目標は、国で責任を持って対応いただく。

その際に、市町村の意見もきちんと汲み取っていただきたいということ。目標の設定は国と地方が責任を共有して行い、その運用は現場の市町村にお任せいただきたい。今回、市町村は権限だけをいただくのではなく、目標達成のための義務も背負うという、権限と義務の両方を担うということを提言。(杉本町長)

○平成 21 年度農地法改正による転用規制の厳格化のうち、どの改正が、効果があったのか。(構成員)

⇒代表的なものとしては、いわゆる 27 号計画の厳格化が挙げられる。(三重県事務局)

○中山間地域における定住を促すための土地の確保は、権限移譲が行われないと対応できないのか、転用基準を変えることで対応できるのか。(構成員)

⇒市町村に権限移譲し、中山間地域の振興をしっかりと行っていくことが重要。(牧野市長)

○政府にまち・ひと・しごと創生本部準備室が発足し、本格的に人口減少問題等の議論がなされると聞いている。今後、人口減少問題を議論していく上で、地域の実情に応じたまちづくりということは避けて通れない課題。(構成員)

⇒地域の実情に応じたまちづくりの観点から考えれば、人口減少問題と農地制度の在り方は非常に関連の深い議論と認識。

なお、増田元岩手県知事に今回の提言を報告したところ、「地方分権の観点、また、まちづくりの観点からも非常に重要なことであり、応援したい。また、自分からも発信したい」旨の発言をいただいた。(鈴木知事)

(4) 続いて、事務局(地方分権改革推進室)から、第 7 回農地・農村部会までを踏まえた主な論点等について、以下の説明があった。(資料 2、3)

○前回の部会における構成員の皆様からのご指摘を踏まえ、「これまでの議論を踏まえた主な論点(未定稿)」について、ある程度、網羅的に論点を整理し直し、論点に沿って構成員の意見を列挙した。主な修正・加筆点をご説明する。

(1) 農地転用等に係る事務・権限の移譲関係について

- ・「①農地制度等における地方分権の意義」のうち i について、都市と農村の土地利用は統合しながら、市町村が管理していくのが大きな流れである、また、ii について、市町村が包括的に事務を担う方が、効率性や迅速性、さらには正確性の面から望ましいとの意見をいただいている。
- ・「②農地の総量確保を図るための仕組み」のうち i について、国は農地の確保のための基準等をつくる役割を担う一方、具体的な基準の当てはめは、できるだけ国の関与をなくし、市町村が実施することが望ましい、また、ii について、個別の農地転用審査に当たって、農地の総量確保の観点は直接的には入っていないため、個別の農地転用許可権限は市町村が都道府県が担うべきであるとの意見をいただいている。
- ・「③農地転用事務の実施主体の在り方」について、論点を細かく分解して整理。このうち、iv について、究極的に土地利用の権限は基礎自治体が全て担うことが望ましく、一気にそこまでいくかは別として、関連法律と足並みを揃えるという横串の視点もあり得るのではないかと、また、v について、農地転用許可基準が明確であれば、誰が許可主体となっても透明性高く同じ結論が出るはずであり、裁量性の余地が大きい制度設計をしたときに初めて、誰が

許可主体となるかというのが重要な意味を持つてくるなどの議論があった。

- ・※印のところは、第7回の有識者ヒアリングで、新浪会長からいただいたご意見を記載。主な意見としては、農業を中心としたまちづくりを行っていく上で、今後は農地転用ということも視野に入れなければならないこと、まちづくりと農業の強化というトータルの計画があって、その中で農地転用に係る権限を基礎自治体等に移譲していくべきであることなどである。
- ・「④国の関与の在り方」についても、論点を3つに細分化。このうち、iiについて、2ha超4ha以下の農地転用は、平成10年の地方分権推進計画において暫定的に法定受託事務とされてから相当期間が経過しているため、その位置づけを見直すべきであるとの意見をいただいている。

(2) 農地の確保のための施策の在り方関係について

- ・「①農地の総量確保に係る現行の仕組み、総量確保を図るための仕組み」について、論点を3つに細分化。このうち、iiiについて、農地の確保に係る数量目標について、国から地方へ割り当てるような仕組みではなく、ある種のトップダウンと地方自治体からのボトムアップをどう調和させるのかが、今後の制度設計のポイントであるとの意見をいただいている。

(3) 土地利用法制の在り方について

- ・「①土地利用法制における基礎自治体の権限」について、土地利用に係る許可権限の基本的所在は、市町村にまとめて制度として一本化する方向を議論してはどうかという意見がある一方で、我が国の土地利用法制の現状を前提とした場合、一元化の議論はよほど腰を据えて行わないと困難ではないかという議論があった。

○「第6回農地・農村部会 現地視察（概要）」の訂正について、文章の誤植があり訂正する。

(5) 続いて、部会構成員間で以下の意見交換等があった。

○国における農地確保の目標の積み上げと市町村における積み上げにかい離が生じた場合、国と地方はどのように協議するのか。(構成員)

⇒地方団体提言では、国民健康保険制度に係る国と地方の協議の場を例示。法律に基づくもの又は実質的な協議の場の両方が考えられる。(事務局)

○地方団体提言では、農地転用は年1.1万haであるのに対し、耕作放棄地は40万haあり、圧倒的なボリューム感。耕作放棄地をどうするのかも議論の中に入れていくことが必要。(構成員)

○農地転用をした後にその土地を都市的利用する場合、農地の側からの判断と都市の側からの判断が別個に行われ、その調整がなされる法的な仕組みがないこと、また、その際に、広域的視点が欠けていることが問題。(構成員)

⇒補足ではあるが、県、市が独自に土地利用調整を行っている事例として、条例によるもの以外に、要綱等により、大規模な土地開発について、関係部局が一堂に会して土地利用調整を行っている例について資料を提出させていただいている。(事務局)

○都市型の権限と農地の権限の主体が異なっていることが問題であり、市町村に分権し、権限主体を一致させることが重要。その上で、広域調整の課題に対応することが必要。(構成員)

○農地について、量の話ばかりではなく、それぞれの地域における農地の質の面に着目することが必要。その上で、農業、まちづくり、国土保全をはじめとした全ての観点から、各地域の実情に応じた最適な土地利用はどうあるべきかについて、市町村が考え、国と地域の間で約束関係を築くことが必要。

農地転用に関する議論をしていく上で、長期的、全体的なビジョンや戦略のようなものをうまく掲げられないか。(構成員)

○農地については、質の問題も重要だが、必要な量を確保することが重要。(構成員)

○今回、地方団体からまとまった提言があり、この提案の線で現実的にできることを着実に求めていくことが、戦略的に一番重要。(構成員)

○中長期的に、市町村が土地利用を総合的に担う場合、土地利用規制のない、いわゆる白地に対する規制の在り方を考える必要。(構成員)

○市町村への権限移譲を考えた場合、広域調整をどのように設計するかは難しい問題ではあるが、地方分権の効果のほうが弊害よりもはるかに大きい。まずは市町村中心に考え、小規模市町村などで対応しきれない部分を都道府県が代行するという考え方もある。(構成員)

○耕作放棄地の中で、市町村の努力により通常の農地に戻すべきものと、農地として維持するのが不適切で難しいものをうまく切り分けるかが課題。(構成員)

○農地転用した分、耕作放棄地の再生をすればよいとの考え方であれば、転用需要は平場の優良農地が多い一方、耕作放棄地は転用地としても不向きなところが多いため、結果として、優良農地が失われることになるのではないか。その際、一旦転用された農地は元には戻らないという不可逆性も念頭に置く必要。(構成員)

○土地利用法制の一元化は、可能ならそれが望ましいが、それが出来ないうちは農地転用許可権限の移譲には慎重であるべき。土地利用に関する権限を一元化した上で、建設自由の原則を不自由が原則とし、いわゆる白地も含めて市町村の管理下に置くということが実現されるならば、農地転用権限を市町村に移譲することも考えられる。(構成員)

○現状の目標値が自治体間でどれだけ尊重されているかという実態を踏まえる必要があり、今後の目標設定に当たり、国と地方間で合意して設定される目標であれば、自治体は今より責任と義務について意識せざるを得ない。(構成員)

○農地の確保に関し、国が一方向的に押し付けるのではなく、国と地方が協議しながら、量的な確保も担保できるような手法が望ましい。(構成員)

○本来、土地利用の在り方はこうあるべきという将来図を描き、市町村の役割が大きいことを示す必要。その上で、過渡的にはどういう制度とするか検討すべき。

市町村の意向が尊重されるには、国の関与を廃止し、せめて都道府県に全ての権限を与えることが前提。その際、市町村への権限移譲に向けて、制度を動かしていくというスタンスが必

要。(構成員)

○国と地方でそれぞれ目標数値を設定する際、単に数字が合っているかだけではなく、どういう理屈で農地を見ているか、手段と目標をお互いが議論した上で行うことが必要。そうしておかなければ、その後の管理の段階で齟齬が出てくる可能性。(構成員)

○国として自給率をなるべく高めたいという目標は掲げるのは良いが、市町村において、現状値からはじめて、そこからの変化を目標として設定するという考え方は、現実の話としては国の方向性と矛盾しないのではないか。(構成員)

(6) 続いて、事務局から、現在、政府で取り組んでいる「提案募集方式」の概要等について、以下の説明があった。(資料4-1、4-2)

○これまで第2次分権改革を進めてきて、丹羽委員会で勧告を受けたものについては、一通り対処した。今後、新しい地方分権のステージにおいては、これまでの委員会が勧告する方式ではなく、個々の地方団体の発意に応じて具体的な提案を募集し、実現を目指していくという取り組みとして、提案募集方式を実施。提案の対象は、権限移譲。権限移譲の提案に際しては、手挙げ方式によるものも可能としている。また、地方に対する規制緩和、いわゆる義務付け・枠付けの見直しを対象。

○スケジュールとしては、去る7月15日に提案主体からの提案募集の受付を終了し、多くの団体から900件を超える提案をいただいたところ。特に重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議又は専門部会で調査審議をお願いすることとしており、農地に関する提案については、この農地・農村部会で取り扱っていくこととなる。8月1日の地方分権改革有識者会議において、その取扱いが議論される予定。

○農地・農村部会で取り扱うと想定されるものは、4ha超の農地転用許可権限の移譲、2ha超4ha以下に係る大臣協議の廃止、農地転用に係る都道府県農業会議への一律の意見聴取の廃止など、農地・農村部会でまさに議論していただいているものが大半ではあるが、昨年秋に6次産業化の観点からの規制緩和についてご議論いただいた類の案件、例えば農家レストランの取扱いなどが数件ある見込み。

(7) 最後に、柏木部会長から、次回会合では地方団体からの提言に対する農林水産省からのヒアリングを行いたいとの発言があった。

以上